

VI 環境整備

1 まちの美化推進事業

ここ数年、都市部の自治体を中心に、歩きタバコや吸殻・ごみのポイ捨て等を条例により規制する動きが顕著になっています。

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上を期待しての啓発活動だけを進めてみても、思うような効果が得られません。そこで、指導・勧告などを前提としたパトロール活動を積極的に進めることでの、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙する行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

(1) まちの環境美化推進活動（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

事業名	活動内容
自主清掃	市内事業所・市民団体 54団体(延べ6,362人)が実施
喫煙禁止路線啓発 キャンペーン	市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーン実施 (実施期間) 通年 計11日間(延べ467人)
喫煙禁止路線 パトロール	けやき並木を中心に喫煙禁止路線の啓発活動と、喫煙者への指導を実施 (実施期間) 通年224回 (指導件数) 467人(男435人、女32人)
環境美化の日啓発活動 (毎月20日)	府中駅・けやき並木周辺の清掃活動 延べ1,568人(203団体)
美化推進地区一斉清掃 (年2回)	中河原駅周辺地区の清掃活動(平成21年から実施) 延べ234人
啓発表示等の 設置・整備	喫煙禁止路線路面表示の点検・整備 環境美化推進地区の路面表示の貼付110枚

(2) 多摩川清掃市民運動（昭和49年度から実施）

多摩川河川環境の美化保全思想の普及啓発と市民相互の親睦を図るために実施しています。

毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しており、多摩川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別	年度	17年度 (第32回)	18年度 (第33回)	19年度 (第34回)	20年度 (第35回)	21年度 (第36回)
	参加者数 (人)		4,908	4,403	4,639	4,160
ごみ収集量 (t)		6.8	6.9	5.45	8.63	6.5

(3) 違反広告物撤去（昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。

なお、20年度までは各年の撤去枚数は横ばいであり、減少傾向はありませんでした。同一の広告主が繰り返し掲示を行う傾向がみられます。

しかし、21年度は全体で減少が見られます。

種別	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	はり紙 (枚)		9,240	14,838	8,337	11,463
はり札 (枚)		11,755	8,972	5,506	12,191	6,896
立看板 (台)		1,150	1,401	859	145	16
その他 (個)		56	461	221	85	7
合計		22,201	25,672	14,923	23,884	11,967

(4) 屋外広告物許可（昭和25年、屋外広告物法施行）

まちの美観を快適に維持するため、学校等の禁止区域での広告物の設置を抑制し、適正な規模、様式の安全な広告物を設置・管理するよう広告主に対して、指導を行っています。

都の許可分

種別	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告塔	10	150	13	283	19	425	17	368	15	262
広告板	39	227	66	580	71	483	79	629	95	521
計	49	377	80	863	90	908	96	997	110	783

市の許可分

種別	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告板	20	68	36	186	74	362	70	315	83	389
広告幕					12	17	6	8	0	0
広告旗									2	6
アドバルーン					1	1	1	2	2	4
はり紙・はり札			5	137	1	31	1	10	6	42
計	20	68	41	323	88	411	78	335	93	441

2 環境衛生対策事業

清潔で美しく、快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっている屋外害虫(毛虫、ヤスデ等)及びハチ類では、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

(1) 害虫駆除相談

ネズミ、ゴキブリ、ダニ等の衛生害虫、毛虫、アブラムシ、カメムシ等の樹木害虫の駆除方法に関するご相談に応じています。

種別 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
屋内害虫(衛生害虫含む)	31	57	91	102	20
屋外害虫(樹木害虫含む)	14	70	44	28	70
計	45	127	135	130	90

(2) 樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材(高枝切り鋏、薬剤散布用噴霧器)は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。平成21年度、高枝切り鋏は200回、薬剤散布用噴霧器は216回貸出をしています。なお、薬剤の配布はしていません。

種別 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
簡易噴霧器貸出数 (台)	428	377	249	213	216
電動噴霧器貸出数 (台)	46	44	7	2	0
高枝切はさみ貸出数 (本)	252	209	194	188	200

(3) 空地整備指導

空地の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取りなどの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

なお、整備率は94%超であり十分な効果を得られています。

種別 \ 年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
整備済地 (㎡)	99,329	106,818	87,737	88,134	49,400
未整備地 (㎡)	9,228	2,297	19,533	3,308	2,638
整備率 (%)	91.5	97.9	81.8	96.4	94.9

(4) ハチ類駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチ等のハチ類を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチ、アシナガバチ、ドロバチ、ツチバチは、多くの樹木害虫を捕殺する益虫です。また、ミツバチ、クマバチ、マルハナバチは、植物の受粉に関わる重要な役目を果たしています。

そこで、ご相談を受けた中で、市で駆除する必要があると認めた場合のみ駆除をしています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ハチ類駆除	(件)	156	160	128	187	159
スズメバチ相談	(件)	147	183	182	240	197
その他ハチ類相談	(件)	98	181	210	270	216
ハチ類相談合計	(件)	245	364	392	510	413

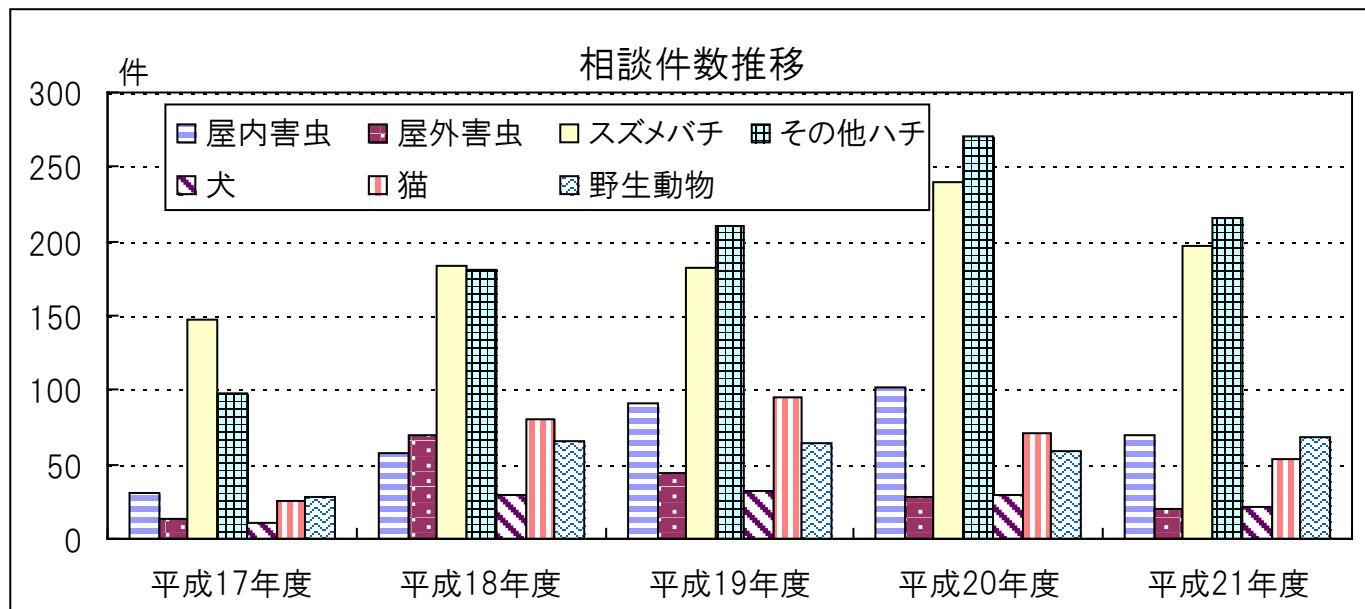
その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

住環境獣対策事業

人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年次第にハクビシンについての相談が多くなってきています。

種別	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
野性動物の相談	(件)	28	65	64	59	68
ハクビシンの処理	(件)	1	7	6	6	18
ヘビの処理	(件)	5	6	3	1	2
その他の処理	(件)	2	3	3	5	3



	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
屋内害虫	31	57	91	102	20
屋外害虫	14	70	44	28	70
スズメバチ	147	183	182	240	197
その他ハチ	98	181	210	270	216
犬	11	29	32	30	22
猫	25	80	95	71	54
野生動物	28	65	64	59	68
合計	354	665	718	800	647

3 猫去勢不妊手術費補助事業

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の(飼い猫(平成20年度で廃止)、飼い主のいない猫)去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

(1) 去勢・不妊手術の促進 (平成4年度から実施)

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別	年度					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
飼い猫 (匹)	去勢	129	146	134	150	※
	不妊	202	190	158	149	※
飼い主のいない猫 (匹)	去勢	34	29	36	39	57
	不妊	43	56	52	69	103
合計		408	421	380	407	160

※平成20年度に飼い猫の去勢・不妊手術費の助成は廃止となったので平成21年度は実施していません

4 緑のまちづくり

多摩川や用水・湧水などの水辺、また崖線や浅間山などの緑は、自然を育む重要な拠点であると同時に、私たちに潤いや安らぎを与え自然の豊かさや大切さを教えてくれる場所でもあります。

貴重な自然環境の保全に努めるとともに、市民意識の啓発や自然と触れ合う機会を提供する必要があります。

このような中、市では、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」を策定し、将来都市像「心ふれあう緑豊かな住みよいまち」の実現を目指して、さまざまな施策を実施しています。平成21年度の実績は以下のとおりです。

- 都市化が進む中で、自然に親しみ、自然保護に対する意識の高揚を図るための巣箱作り講習会、緑化標語及び緑化ポスター作品コンクールを実施しました。
- 各種花蓮の保存及び育成管理を行うとともに、蓮を観る会を開催しました。
- 市民に対し、緑と花に関する意識の高揚を図り、地域の緑化を推進するため、グリーンフェスティバルを実施しました。
- 市民の緑化思想の普及高揚を図るため、公園、広場等に草花を植栽し緑と花いっぱいのもちづくりを進めています。
- 市民参加により、花を育てることを通じて自然を愛し、まちかどに潤いと安らぎのある空間を確保するため、市民花壇を支援しました。
- 市内の公園や緑地等の公共花壇に、市民に草花を愛する豊かな心を啓発するとともに、街の環境美化を促進するため、四季折々の草花を植栽しています。
- みどりの保護及び育成を図り、市民の健康で快適な生活環境を確保するため、保護する樹木や樹林の指定を行っています。また、街の緑化を推進するために、道路に接する生垣の造成に助成を行いました。
- 市内の多摩川や用水などの水辺を活用した子どもたちの自然体験活動を通して、自然環境の啓発活動を行う「府中水辺の楽校」を支援しました。
- 市民の自主的な緑化活動を推進するため、「府中市緑の活動推進委員会」を運営しています。
- 水と緑の持つ、さまざま機能を相乗的に高めるために水と緑のネットワーク化を推進するとともに、郷土の森公園周辺の拠点の整備を進めています。
- 市内のどこからでも歩いていけるように、公園の整備を進めています。
- 開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの景観に大きな影響を与えることから、緑化や公園の設置などを適切に誘導し、緑化の推進を図っています。
- 地区計画において、建築物の緑化率の最低限度が定められた区域内について、緑ゆたかな住みよいまちの実現を図ることを目的とした「府中市地区計画の区域内における緑地の保全と緑化の推進に関する条例」を制定しました。
- 府中崖線の保全を推進するため、崖線を保有する8自治体と東京都において、保全のあり方を検討する協議会を設置しました。